

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第四編 治安維持法と政治運動

第二章 無産政党その他の政治活動

第二節 無産政党運動(二)

日本共産党

一九三五年三月の中央委員袴田里見の検挙以後、日本共産党は敗戦にいたるまで国内において全国的・統一的な指導部をもつことができなかった。一九二八年以降、共産党関係で治安維持法違反により検挙、起訴された数は、[第38表](#)のごとく、被検挙者合計七万五六八名、うち一九三七年以後のもの四、五七八名であった（「日本共産党略史年表メモ（戦前編）」、前衛、一九六二年八月号）。検挙されて刑務所や予防拘禁所などの中で自由を奪われながら、節をまげずにたたかいを続けていた革命家たちは少なくなかった。中央委員国領伍一郎は四三年三月、同じく市川正一は四五年三月、獄死した。一九四一年に治維法が改悪され、予防拘禁条項が施行されたのにたいして、三・一五事件で党中央委員として検挙され当時千葉刑務所に服役中であった徳田球一は、左のような反対意見書を提出している（司法省刑事局「思想資料パンフレット特集」、一九四二年一二月、による）。

反対意見書（一九四一・六・一五）

徳田 球一

第一、今度の治安維持法の改悪は正に日本帝国主義の收拾すべからざる破綻の自己暴露である。

日本帝国主義が是迄、凡ゆる手段を弄して、ただに死刑を含む最悪法を以て威嚇、痛責したのみならず、自ら人民に示した、自己の刑法に於て犯罪を構成する手段、而かも、それは殺人と云う最悪の酷烈な手段をも動員して、労働者、農民、勤務者、兵士、其他被抑圧人民層の解放に献身する共産主義者を暴圧して来たことは今更云ふまでもない。然るに、斯る狂暴な弾圧は、それ自身、その暴政政府の弱体化を如実に雄弁に物語るものであることは事実が立証している、而して、之を最も正確に感得するものは外ならぬ、労働者、農民、即ち弾圧されてゐる者である、だから愈々狂暴な振舞が増大すれば、する程、益々労働者、農民の解放闘争への、情熱は昂揚して行く、だから既に革命陣営を放棄した者にさへ、政府は繩を付けて一刻の油断もなく監視せざるのやむなきに至つてゐる、それが即ち「保護觀察法」なるものの本質である。

然るに現下の帝国主義侵略強盗戦争は、中国革命への反革命的暴圧干渉戦争であるばかりでなく、世界帝国主義の断末魔の足搔としての世界再分割戦である為めに、終結すべき目当も付かず、且つ極めて大規模に急速に進展するので、其の浪費性と破壊性は、今や全く一切の経済的基本構成を急速に破滅化しつつある。日本帝国主義はこれを防止せんとして、独逸ファツショ、「ナチス」を「猿マネ」したが、それは却つて一切を一層混乱と破壊とに導く以外に何物をも収め得なかつた。斯くて政治的にも愈々收拾すべからざる破綻へ押し詰められて來た。それ故に帝国主義者の見るもの聞くものは一切合財、彼等自身への被抑圧人民層の襲撃の種とならざるものなきに至つた。一度労働者、農民の不平不満が勃発せんか、身の置き所なきに至るべきは彼等自身最もよく知る所だ。何故なら、彼等の暴圧と残虐の所為は彼等自身最も能く知る所であり、且つ、その報酬の如何に高価であるべきかも彼等の熟知している所だからだ。斯くて周

章狼狽した結果は前後左右を顧慮する能力を喪失し、自己の破綻を内外に大声疾呼するこの「治安維持法改悪」となったのだ。論より証拠、彼等自身、この法律を国防法と同格に取扱ひ、一切の刑事法施行の枠外に逸脱して、極めて酷烈な戦争的暴虐手段に訴へている。これは云ふまでもなく、自国内被抑圧人民層を敵国人と同一に、階級闘争を帝国主義戦争同様に取扱つてゐることを意味する。我が共産党への攻撃のみでは安心が出来ず、「個人」にまで襲撃しなければならず、あまつさえ、彼等自身、「転向者」として、「犬」として烙印した所の者さえも、「保護觀察」してさへもあき足らず、更に「予防拘禁」しなければならなくなつてゐる。茲に如何に深刻に労働者、農民の憤激がそして階級意識が昂揚すべき基本条件が備り、且つ彼等の頭上にそれがのしかかりつつあるかを彼等自身告白してゐることを見る。

それ故に、この法律の設定によって我々を威嚇し何等か得る所あらんと思考するならば、これ程馬鹿氣たことは見付けるに至難であらう。全く情勢の急迫に狂人となりはてゐるのだ、若しさうでないと云ふならば、即時こんな馬鹿氣た法律を撤廃するか少くとも、その実際運用を廃絶すべきである。

第二、この法律は労働者、農民、勤務者、兵士、その他被抑圧人民層の奴隸化政策の最後の保障だ。

「國家総動員法」及び之に付随した、所謂諸「統制法」は明に労働者、農民、勤務者、兵士、その他被抑圧人民層を奴隸化し牛馬化するものであることは贅言を要せぬ。然るに他方天皇專制、其宮廷、軍事、行政官僚、大地主（貴族）及び独占資本家等は其権力を極点迄拡張し、官権をあらん限り振り廻して、その利益の集積に熱中してゐる。独占資本家は軍閥、官僚、貴族、其他走狗、番犬、猶狗に超過利潤の余滴を与えつつ、超大スピードを以てその独占を拡大強化し、莫大の利益を収得し、今や却つて、余りに急速に膨大化したために身動きも不自由となつたばかりでなく、其支持物を急速に収奪した為めに、足下が極度に弱化し、ひょろつくに至つた。斯くて愈々益々労働者、農民等被抑圧人民層の奴隸化政策を暴力的に強行せざるを得ず、労働者、勤務者は工場、職場に縛り付け、農民は土地に、其指定した耕種の耕作に固着せしめんとしてゐる、中小商工業者は収奪されて、労働者化し、貧農化し奴隸とならざるを得なくなつた。それ故に猛然として全人民大衆が其暴虐吸血に反抗し、自己解放に躍進せざるを得ざるべきかは、必然且つ、不可避である、如何に三味線入り、太鼓囃しで「将来」を夢見ることを説き立てられても、何等の効のないことは、この事実の発展が立証してゐる。帝国主義者の「デマ」はここ十年、即ち満州戦争開始以来日一日と血の出る事実を以て暴露されてゐるからだ。帝国主義者自身、中国侵略戦争開始以来の所謂「統制」の大失敗を認めてゐる。

そして、このファッショ化（実は猿まね的にせ物それ故に一層残酷にして却つて無効果的である）を合理化しようと焦慮してゐる。所がその合理化の「ラッパ」が鳴りつつある間に、事実は一層の大失敗を宣告してゐるではないか。物資は益々窮乏化し、人民は裸にされ、雨露に晒され、餓死の一歩手前に押し詰められつつあるではないか。斯くて奴隸化政策の強行は百八十度に転廻して、自己破滅への一大動力の勃発を結果せざるを得ざる素因を形成しつつあるのだ。其自業自得を暴力を以て無理矢理圧殺しようとする其の最後の努力こそこの法律であるのだ。然し圧力を加ふれば加へる程、その爆発力の強化することは必然であつて、かかる狂的行為は結局自殺的なものなることは論

証するまでもない。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動
発行 1965年10月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2000年2月22日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)